



愛知県教育委員会 教育長 様 2020年11月30日  
学校全職員の、長時間勤務の「緊急」改善等を求める請願

住所

請願人 行政を考える住民の会  
事務局 宮崎邦彦

## 1 請願の経過、理由と趣旨

- 1 2020年、名古屋市、小・中・高等学校の長時間勤務について  
令和2年度3月分就業ターミナルによる1か月間集計人数 校種別  
集計人数(資料6 2020年10月12日行政文書公開で公開されたもの)、注2020年3月分と判断する  
80時間以上(以下、正規の勤務時間外・月ということ。)中、2  
3人+18人、高校10人+9人、である。  
また、2020年9月、月別集計表(資料7 2020年10月19日行政  
文書公開で、無作為に5校選択して請求をして、公開されたもの)  
80時間以上、内山小学校、0人、旭丘小学校、2人、城山中学校10  
人、矢田中学校、6人、菊里高校、5人であった。過労死ラインとい  
われている、教員6割(資料1, 2)と問題になっていることは、名  
古屋市の実態からも、問題は深刻かつ改善が急がれることである。こ  
の責任は教育行政にあり、抜本的な解決、及び目に見える対応、対策  
を求めるために名古屋市教育委員会には、請願した。
- 2 報道からも、過労死ラインの「80時間」、については、危機感を持  
たれていることは明らかである。コロナ禍消毒対応等が、さらに負担  
を増していることが報道されている。今後も今の状況は継続すると  
考えると、コロナ禍、対応等については、予算措置を行い、学校の負  
担軽減を行うべきであるといえる。以下の報道からも明らかである  
といえる。
- 3 教員の残業 45時間以上6割、校内消毒の負担感大きく、いじめ  
増加懸念9割、(資料1 日本教育新聞 2020年8月24日)
- 4 過労死ライン超の教員6割 学校再開で消毒などの負担増、子ど  
もの話聞けなくなる傾向も  
(資料2 教育新聞 2020年8月31日)
- 5 消毒などのコロナ対策で 教職員が長時間勤務 学校管理職に対  
応もとめる(資料3 教育新聞 2020年9月3日)
- 6 コロナ禍 教員に負担ずしり 校内を消毒・授業遅れ残業 人不  
足 非常勤で穴埋め図る(資料4 朝日新聞 2020年9月20日)

7 教職はもう「無理ゲー」(資料 5 AERA 2020 10・12)  
表面的には何とか持ちこたえているように、見える人もいるかもしれないが、職員の、病気等の実態を見ると、深刻な状態であると判断される。

8 これまで特定されて、取り組まれていると思われる、大治町大治中学校、(資料 7、資料 8 大治町教育委員会で、2020年11月27日 公文書公開請求で受け取ったもの)の勤務実態は、超過勤務時間、80時間以上、について、危険、聞かない、状態ではないかといえる。関係職員は、以前よりよくなった・・・、と云われるかもしれないが(以前考えられないような実態ということになる)、以前が比べる基準にあたらぬ、ということであることを、認識されるべきである。資料(7、8)からすると、(教育委員会の取り組みは、どうなっているのか、と疑問に思う)改善は、まさに緊急課題である。

2020年9月、超過時間80時間以上 25人(資料7)。

2020年10月、超過時間80時間以上 31人(資料8)。

9月、いまだに半数近い、10月は、半数以上である。

9 各職員が、長時間勤務をどのようにして改善するのか、自らを振り返ることも必要であるといえる、事故検証が必要であるということである。

当然管理職が、教育行政が、具体的に取り組むことが求められることは当然である。範を示す姿勢が必要であるということである。

責任者が、「少なくとも、長時間勤務(80時間以上)」の、改善ができないというなら、他にゆだねることが求められるということである。

## 2 請願事項

- 1 長時間勤務職員、教員に対して(80時間以上)軽減のための計画書を、提出させること。(80時間以上勤務の、理由、原因、等の検証、及び今後の対応について)
- 2 80時間以上の職員、教員のいる学校は、各個人の、その時間数(長時間勤務時間)、等を毎月公表する事。広く絶えず公表していくということ。
- 3 長時間勤務職員、教員のいる、学校管理職に対して、軽減のための具体的取り組みを、策定、報告、させること。
- 4 コロナ対策としての校内消毒について、文部科学省が指示した範囲、及び、学校職員、教員が、拡大して取り組んでいる内容について、速やかな予算措置を行い、その内容を、完全に業者に発注する事。

- 5 (以下は基本的なこと) 各学校管理職には、改善のための、取り組みを行い出来なかった部分についての原因、背景等についての、報告を求めること。
- 6 委員会は、校長の報告を受けてこれまでどのような指導助言をしてきたのか明確にする事。
- 7 委員会は、これまで指導助言をしてきたことで、出来ないかったことの、原因、理由、背景等について、個別具体的に明らかにすること。
- 8 教育委員会は、大治中学校の実態をどうするのか具体的に、明言すること。

口頭意見陳述を希望する